この内容は法律説明会時点のものであり、
今後、細部については変わることもあります。

子ども･若者育成支援施策の総合的推進

内　閣　府

子ども･若者育成支援推進法制定の背景

◆児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども･若者をめぐる環境の悪化

◆ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども･若者の抱える問題の深刻化

◆従来の個別分野における縦割り的な対応では限界

子ども･若者育成支援推進法の目的（第1条）

◆子ども･若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備

◆社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども･若者を支援するためのネットワーク整備

「青少年」と「子ども・若者」

◆従来より、「青少年」を０歳からおおむね３０歳未満の者ととらえた上で、雇用など特定の施策分野においては３０代も対象として施策を推進

◆子ども・若者育成支援推進法における「子ども・若者」の年齢の範囲も、この対象範囲と同様

（本法では、乳幼児期から３０代までを広く対象とし、育成と支援をともに推進するという目的を明確に示すため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用）

子ども・若者育成支援の基本理念（第2条）

◆国や地方公共団体等が子ども・若者育成支援のための取組を行っていく上での基盤となる基本的考え方を7項目にわたって規定

・子ども・若者育成支援の目標の明確化

・日本国憲法及び児童の権利条約の理念の明示

・良好な家庭的環境の重要性の明示

・子ども・若者育成支援に関わる主体の明確化

・子ども・若者の発達段階に応じた良好な社会環境の整備その他の必要な配慮を行うこと

・教育、福祉等の関連分野における知見を総合して行うこと

・社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を行うこと

日本国憲法及び児童の権利条約の理念の明示

◆本法の依拠すべきものは、国内的には日本国憲法、国際的には児童の権利条約であることを明確化（第１条）

◆子ども･若者について、尊厳を重んじる、差別的取扱いを受けないようにする、意見の尊重、最善の利益の考慮などの、日本国憲法及び児童の権利条約の理念を確認的に明示（第２条）

(参考) 児童の権利に関する条約

●第2条

1　締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2　略

●第3条

1　児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2　締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3　略

●第12条

1　締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2　略

国における子ども･若者育成支援の枠組み①

◎子ども･若者育成支援推進本部の設置（第２６条～）

◆本部長：内閣総理大臣

◆副本部長：内閣官房長官及び青少年健全育成を担当する内閣府特命担当大臣

◆本部員：国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、その他内閣総理大臣が指定する国務大臣

国における子ども･若者育成支援の枠組み②

◎子ども･若者育成支援推進大綱の作成（第８条）

＜大綱に定めるべき事項＞

◆基本的な方針

◆各関連分野における施策に関する事項

◆修学及び就業のいずれもしていない子ども･若者その他の子ども･若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する支援に関する事項　等

＜大綱の作成スケジュール（見込み）＞

◆法の施行を受け、平成２２年内をメドに本部で決定

地方公共団体における子ども・若者育成支援の枠組み

◎子ども・若者計画の作成（第9条）

◆都道府県は、国の大綱を勘案して作成
（努力義務）

◆市町村は、国の大綱（及び作成されていれば
都道府県子ども・若者計画）を勘案して作成
（努力義務）

子ども･若者計画の作成に当たっての留意点①

◎国の大綱を「勘案」して作成するという趣旨

･地方公共団体の状況、抱えている問題は様々
･地方分権の観点

→<u>国の大綱にそのまま準拠しなければならないということではない</u>

子ども･若者計画の作成に当たっての留意点②

◎次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画との関係

･子ども･若者計画は、次世代育成支援行動計画とその対象とする範囲が一部重複

･次世代育成支援行動計画の中で、子ども･若者育成支援に関する施策の方針等を定めている例もあり

→<u>次世代育成支援行動計画の中で、子ども･若者育成支援施策の方針等を定める場合も、子ども･若者計画を作成したこととなる</u>

国民の理解の増進等（第１０条）

◆これまでも、例えば、規則正しい生活習慣や食習慣の形成（早寝早起き朝ごはん運動）、メディアへの過剰接触への対応（ノーテレビデー）、さらには日常生活面での安全の確保（通学時の見守り運動）といった事項が、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動（いわゆる「国民運動」）として展開されてきたところであり、今後もこうした活動が推進されるよう、気運の醸成等を図っていくことが必要

◆子ども・若者に関する広報啓発活動の目標は、国民の「理解と協力」から一歩進んで、多様な主体の参加によって国民運動が展開されること

→<u>国及び地方公共団体は、国民運動の展開に資するために積極的に啓発活動を行うものとする</u>

社会環境の整備（第１１条）

◆本法第2条第3号の基本理念にのっとり、子ども･若者の健やかな成長を阻害する行為の防止などの良好な社会環境の整備について必要な措置を講ずることを努力義務として規定

→各都道府県において、有害な図書の販売規制や出会い系喫茶に関する規制等を規定した、青少年の保護育成に関する条例が策定されているところであるが、本条は、今後、こうした取組を更に推進していく上での拠り所となるもの

地方公共団体及び民間の団体に対する支援（第１４条）

◆地域の取組を強力に推進していくためには、国において、地域の特性に配意しつつ、地方公共団体の施策及び民間の団体の活動を、情報の提供その他の方法により支援していくことが不可欠

→<u>国は、必要な措置（例えば、好事例や先進事例を取り上げた事例集の提供や、関係相互の意見交換、研修会の開催など）を講ずるよう努めることを規定</u>